

東京都板橋区立児童館の保護者自主活動支援事業に係る団体利用に関する要綱

(平成30年3月26日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、児童館（東京都板橋区立児童館条例（平成8年東京都板橋区条例第43号。以下「条例」という。）別表に規定する児童館をいう。）（以下「館」という。）において、保護者が自己の個性や能力を発揮するための活動（以下「保護者自主活動」という。）を支援する事業（以下「保護者自主活動支援事業」という。）を行うにあたり、登録した団体に、館の施設（以下「施設」という。）を開放する事業を実施することで、地域の子育てネットワークづくりを支援し、児童館の地域子育て支援拠点としての役割をより強化することを目的とする。

(開放する館)

第2条 この要綱に基づき開放する館は、別表1に定めるとおりとする。

(利用することができる者)

第3条 施設を利用することができる者は、別表2に規定する利用団体承認基準を満たす団体とする。

(施設の開放)

第4条 団体の利用に供するため、館の業務に支障のない範囲で、施設を月曜日から木曜日までの間、開放する。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及びその前日
- (2) 12月27日から翌年1月3日まで

(利用時間)

第5条 施設を利用することができる時間は、午後6時から午後9時までとする。

(団体登録の申請)

第6条 施設を利用をしようとする者は、団体登録申請書（別記第1号様式）により区長に団体の登録（以下「団体登録」という。）を申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、利用しようとする日の1週間前の日（この日が条例第3条に規定する休業日の場合はその直後の休業日でない日）までに利用しようとする館において受け付ける。

(団体登録の承認)

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、登録を承認したときは団体登録証（別記第2号様式）を交付し、登録を承認しないときは団体登録不承認決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

- 2 前項の規定による団体登録の承認期間は、承認された日から当該年度の3月31日までとする。

(登録事項の変更)

第8条 前条第1項の規定により承認された団体（以下「登録団体」という。）は、登録事項に変更があったときは、団体登録申請書（別記第1号様式）により区長に届け出なければならない。

(登録の取消)

第9条 区長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録団体が、登録の廃止を申請したとき。
- (2) 第3条の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 第14条に規定する利用の承認の制限が必要と認められる団体であるとき。
- (4) 第15条の規定に反する利用があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が登録を不相当と認めるとき。

(利用の申請)

第10条 館を利用しようとする者は、団体利用申請書（別記第4号様式）により区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請は、登録団体の代表者が行わなければならない。

3 第1項に規定する申請は、利用しようとする日の属する月の前々月の1日から利用しようとする日の1週間前の日（これらの日が条例第3条に規定する休業日の場合は、その直後の休業日でない日）までに行わなければならない。

(利用の承認)

第11条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、利用を承認したときは団体利用承認書（別記第5号様式）を交付し、利用を承認しなかったときはその旨を通知する。

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 前条の規定による利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の不承認)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第11条の承認を与えないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とするおそれがあるとき又は団体の会員等から保護者自主活動にかかる費用以外の会費若しくはこれに類する費用を定期的に徴収しているとき。
- (3) 特定の政党その他政治団体に賛成し、又は反対することを目的とした使用と認められるとき。
- (4) 特定の宗派、教派又は教団の支援活動をするおそれがあると認められるとき。
- (5) 館又は備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (6) 館の管理上支障があると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

(利用承認の取消し等)

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取消し、又は利用を制限することができる。

- (1) 前条第1号から第6号までのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 利用の目的に反する行為があったとき。
- (3) この要綱の規定又は区長若しくは児童館長の指示に違反したとき。
- (4) 災害その他の事由により館の利用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。

(団体利用における禁止事項等)

第15条 利用者は、館内での飲食をしてはならない。ただし、健康を保持するための水分補給については、この限りでない。

2 利用者は、区長があらかじめ指定した施設以外を使用してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第16条 利用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。

ただし、予め区長の承認を得たときは、この限りではない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、館の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。第14条の規定により使用を取り消され、又は制限されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第18条 館に損害を与えた利用者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長が止むを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(利用料)

第19条 館の利用に伴う利用料は、これを徴収しない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(現行要綱の廃止)

2 東京都板橋区立児童館の団体利用に関する要綱（昭和59年3月26日区長決定）は、廃止する。ただし、廃止前の同要綱に基づき平成29年度中に登録を承認された団体が、平成30年3月30日までにこの要綱の施行の日以後の施設の利用を希望した場合（同年9月30日までの館の施設の利用に限る）、なお従前の例により施設を利用できるものとする。

付 則

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

No.	館 名
1	志村児童館
2	蓮根児童館
3	東新児童館
4	弥生児童館
5	志村橋児童館
6	南前野児童館
7	紅梅児童館
8	向原児童館
9	氷川児童館
1 0	上板橋児童館
1 1	新河岸児童館
1 2	蓮根第二児童館
1 3	南板橋児童館
1 4	緑が丘児童館
1 5	高島平児童館
1 6	はすのみ児童館
1 7	なります児童館
1 8	さかうえ児童館
1 9	ゆりの木児童館
2 0	富士見台児童館
2 1	大山東児童館
2 2	西徳児童館

別表 2（第 3 条関係）

利用団体承認基準

1 団体の構成について

- (1) 構成員が 4 人以上であること。
- (2) 構成員が児童館を利用したことがある児童の保護者であること。

2 承認団体

- (1) 館の保護者自主活動支援事業において結成された団体
- (2) 館において保護者自主活動事業の実施を前提として結成された団体
- (3) その他区長が特に承認する必要があると認める団体

- 3 2(1)及び(2)に該当する団体については、児童館長が審査の上承認の可否を決定し、2(3)に該当する団体については、子育て支援課長が審査の上承認の可否を決定するものとする。